

申告書の書き方

1. 申告者……法人の場合は、法人の所在地、名称及び代表者名を記載してください。
共有取得の場合は持分を記載の上、共有者全員の連名で申告してください。
2. 個人番号又は法人番号……個人番号又は法人番号を記載してください。
※個人番号については、裏面をご確認ください。
3. 所在地……登記事項証明書を確認し、記載してください。
4. 地番又は家屋番号……登記事項証明書を確認し、記載してください。
5. 取得原因……該当するものを○で囲んでください。その他の場合は、括弧内に取得原因を具体的に記載してください。
6. 取得年月日……売買、贈与等の場合は、契約書等により所有権が移転するとされている日（明記されていない場合は、契約日）を記載してください。（建築による取得の場合は、建築工事終了後使用又は請負人から引渡しを受けた日のうち早い方の日を記載してください。）
7. 地目又は構造……登記事項証明書を確認し、該当するものを○で囲んでください。その他の場合は、括弧内に具体的に記載してください。
8. 用途又は種類……該当するものを○で囲んでください。家屋の種類についてその他の場合は、括弧内に具体的に記載してください。
9. 地積又は床面積……登記事項証明書を確認し、記載してください。家屋が未登記の場合は実測面積を記載してください。住宅部分がある家屋は、住宅部分の面積も記載してください。
区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地の場合は、敷地権割合を併せて記載してください。
10. 登記年月日……登記事項証明書を確認し、登記の受付日を記載してください。
11. 新築年月日……登記事項証明書を確認し、家屋の新築年月日を記載してください。
12. 前所有者……売買契約の売主等を記載してください。
建築による取得の場合は、工事施工者を記載してください。
13. 申告する家屋が在来住宅に附属……既存住宅の床面積と既存住宅の建築年月日を記載してください。
する新築又は増築である場合
14. 不動産取得税の特例控除・減額の申告をする場合……該当する□欄にレ印を記入してください。

<記入例>

別記第4号様式（第13条関係）

不動産取得税申告書

整理番号

県税事務所長 様

令和2年4月15日

※共有の場合は、全員の住所及び氏名を記載するとともに、各人の持分を氏名の後に括弧書きで記入してください。

住所（所在地） 和歌山市小松原通1丁目1番地
氏名（名称） 和歌山太郎（1/2） 和歌山花子（1/2）
生年月日 昭和60年1月1日
電話番号 073-432-4111

個人番号又は法人番号

00000000000000

和歌山県税条例（以下「条例」という。）第42条の19の規定により、次のとおり申告します。

区分	所在又は所在地	地番又は家屋番号	取得原因	取得年月日	地目又は構造	用途又は種類	地積又は床面積	登記年月日又は新築年月日	前所有者又は工事施工者の住所（所在地）及び氏名（名称）
土地	和歌山市小松原通	123-4	売買 贈与 その他 ()	令和元年5月1日	宅地 田 山林 その他 ()	住宅用土地 その他 ()	地積 190㎡	登記年月日 令和元年5月1日	和歌山市小松原通1-4 小松原 通
家屋	和歌山市小松原通 123-4	123-4	新築 増築 売買 贈与 その他 ()	令和2年4月1日	木造 鉄骨造 軽量鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他 ()	専用住宅 併用住宅 共同住宅 その他 ()	床面積 110㎡ 住宅部分面積 110㎡	新築年月日 令和2年4月1日	和歌山市小松原通1-2 和歌山建設
上記住宅以外に同一敷地内に既存住宅（車庫、物置等を含む。）がある場合は記入すること。					既存住宅の床面積	㎡	既存住宅の建築年月日	年 月 日	
※下記の規定の適用を受けたい旨の申告をする場合は、該当する□欄にレ印を記入してください。									
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第42条の15第1項（特例適用住宅の建築に係る特例控除） <input type="checkbox"/> 条例第42条の15第3項（耐震基準適合既存住宅の取得に係る特例控除） <input checked="" type="checkbox"/> 条例第42条の24第1項（新築特例適用住宅用土地に係る減額） <input type="checkbox"/> 条例第42条の24第2項（耐震基準適合既存住宅等用土地に係る減額） <input type="checkbox"/> 条例第42条の24第3項（耐震基準不適合既存住宅用土地に係る減額） <input type="checkbox"/> 条例第42条の27の2第1項（耐震基準不適合既存住宅に係る減額）									
摘要									

個人番号の記載について

1. 個人番号の記載……平成28年1月1日以降に提出する申告書などに番号を記載していただくこととなりました。
2. 本人確認……個人番号を記載した申告書を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しの添付が必要となります。(法人番号は原則として公表されているため、本人確認書類は必要ありません。
 - ※ 本人確認を行うときに使用する書類の例
 - ・個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - ・通知カード(番号確認)＋運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
3. 代理人……代理により申請される場合は、申請者本人の番号確認書類(通知カードの写しなど)に加えて、代理権確認書類(委任状など)と代理人の身元確認書類(運転免許証など)が必要となります。

(注)「個人番号又は法人番号」欄が空欄であったり、本人確認等ができない場合であっても、取得不動産等の課税事務に必要な内容が記載されていれば、その申告書は受理します。